

## 令和6年度 第2回山梨県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時：令和6年7月30日（火）午前11時05分～11時50分

2 場 所：山梨県JA会館

3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、反田委員  
労働者代表 岡本委員、小林委員、白倉委員  
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員  
事務局 小林労働基準部長、片山監督課長  
鈴村賃金室長、篠原賃金指導官

### 4 議 事

- (1) 資料説明
- (2) 山梨県最低賃金改正決定審議
- (3) その他

### 5 審議会内容

(賃金指導官)

それでは、本審に引き続きまして、ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第2回の山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

全委員の御出席をいただいておりますので、必然的に、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席ということで、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

#### 【 (1) 資料説明 】

(反田部会長)

それでは、先ほどの本審に引き続きまして、第2回の専門部会を開催いたします。

まず、議事の(1)ですが、資料説明です。

事務局からお願いいたします。

(賃金室長)

引き続きまして、どうぞよろしく申し上げます。

お手元にお配りしております専門部会の審議資料で、1ページ、資料1になります。

こちらのほうは、本年度の審議会で、既に提出させていただいております、経済指標に関する資料のうち、第1回専門部会以降に発表された最新版のものとなっております。

日本銀行甲府支店の山梨県金融経済概観の7月分になりますが、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、緩やかに持ち直している」とされています。

例年、甲府財務事務所が7月に「最近の山梨県の経済情勢」を発表しておりますが、今年度は発表は少し遅れるということで、8月6日の予定ということですので、資料とすることができませんでした。

11 ページ以降の資料2、「足下の経済状況等に関する補足資料」、資料3、4「主要統計資料」は更新部分を資料としております。

また、資料5と6は、委員からの追加資料の要望があつて、第4回、第5回の目安小委員会の資料となったものでございます。

適宜御参照いただければありがたいです。

以上でございます。

(反田部会長)

ただいまの資料の説明につきまして、御意見、御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

## 【 (2) 山梨県最低賃金改正決定審議 】

(反田部会長)

それでは、次の議題(2)に移りたいと思います。

「山梨県最低賃金改正決定審議」でございます。

本日は、具体的な金額審議には入らずに、各側から、基本的な見解をお伺いすることになっております。

労側、使側双方から、事務局あてに事前に御提出をいただいております。

資料の写しが資料7、45 ページ。

(賃金室長)

申し訳ございません、31 ページでございます。

申し訳ございません。

(反田部会長)

31 ページ以降にあります。

御覧いただきながら、最初に、労働者側の見解をお伺いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

(白倉委員)

はい、資料の7、31 ページですね。

労働者側の見解でございます。

山梨地方最低賃金専門部会、委員各位ということですね。

7月30日で作っております。

山梨県地域別最低賃金審議に臨む労働者側見解について、ということで、山梨県地域別最低賃金の改正にあたり、労働者側委員は以下の基本的な見解に基づき、金額審議に臨みたいと考えておりますので、各側委員の御理解と御協力をお願いをしたいと思っております。

一つ目の取り巻く環境でございます。

わが国の賃金水準は、依然として1997年時点の水準を回復しておりませんということで、2023年春季生活闘争等の結果ですね、名目の所定内賃金は2%ほど上昇しているものの、物価を加味した実質は26か月連続でマイナスに推移しています。

勤労者世帯の暮らしは厳しさを増しており、生活向上につながる賃上げを実現しなければなりません。

世界経済が減速している中で、賃上げなどによりですね、可処分所得を増やし、内需の6割を占める個人消費を支えなければ景気の悪化を招く恐れがあります。

低所得層ほど物価上昇の影響が強いですね、生活がより苦しくなっており、マクロの個人消費低迷の大きな要因となっています。

労働側への分配を厚くしですね、働く貧困層の解消をめざす必要があるということですね、取り巻く環境で訴えたいと思っております。

2の水準設定の状況でございますが、過去3年間における県内春季生活闘争賃上げ実績、見合いはですね、こちらには載せてございます。

これ連合山梨調べになっておりますので見ていただきたいと思っておりますが、規模計というのは合計でございますが、2022年度は2.32%、2023年度は3.52、2024年度、今年については6月時点でございますが、5.16ということですね、改善はしております。

300人以上、100名から299名、100人未満はそれぞれ数値、こちらに書いてございますので、よろしくお願いをいたします。

3番です。審議に臨む基本的見解でございますが、以上の事から地方最低賃金については、一つ目がですね、全国過重平均と差がある事、二つ目が連合リビングウェイジにおいて山梨で、安心して暮らせる最低基準とされている時給1,050円をですね展望、車保有者は1,358円となっておりますが、そちらを展望、③としまして、

急激な物価の高騰、四つ目としまして、世界情勢の不安定等を考慮するとともに、県内労働者の労働条件向上と生活の安定を図るためにですね、実態に即したですね、現実的なですね水準設定を望みますたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

労働者側の見解については、以上でございます。

(反田部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、説明につきまして、議論にわたらない範囲で御意見、御質問等はございますか。

(長谷川委員)

(1)、取り巻く環境の中の(1)ですけれども、2023年度の春の生活闘争の結果2%上昇したけど、26か月連続マイナスに推移っているのは、それ誰の責任かなって思うと、春闘でもっと頑張らなかつた組合じゃないのかなっていうふうに思うのですが、その辺はどんなふうにお考えか、お聞かせ願えればと思います。

(岡本委員)

必ずしもストレートな回答になっていないかもしれないのですけれども。

やはり、その物価の上昇というのは、なかなか、労使の関係の中で解決できない問題なので、そういった意味で、我々は、政治に働きかけるとか、それから、今、力入れてやっているのは、先ほどの会議に出ておりましたけれども、賃上げに関する価格転嫁ができていないというようなことを、政治にも働きかけて使ったりしているのです。

御指摘の、労働組合がもうひと頑張りすればというのは、自覚もしつつですけれども、必ずしも、それだけで、この26か月連続になったと言い切れることでもないんじゃないかなというように考えています。

(長谷川委員)

ありがとうございます。

多分、思ったより物価がずっと上がっちゃってるので、結果として、26か月連続マイナスなのかなっていることかなって思うんですけれども。

すごい昔を振り返ると、ストライキとか一方的なことをやって、賃上げを勝ち取ってきたっていう、なんかそういう、荒っぽさっていうか、日本はなくなってしまうなっていうふうに思って、もう一回そっちで頑張ったほうがいいんじゃないのかなというふうに思うところもあります。

聞くとところによると、労働組合の幹部をやると、その会社の出世頭みたいな雰囲気があるところの人たちが闘争したって、そりゃあもう会社側と握っているよねっ

というふうに思えてならないので、その、頑張るところは頑張る。たとえば、1万円賃上げ目標、5万円賃上げ目標、1万円賃上げ目標で満額回答で、ああよかったね、5万円賃上げ目標で3万円上がって、満額じゃねえじゃんかっていう文句が出るかもしれないんですけど、でも、実質3万円勝ち取ったっていうところの評価できるようなふうに、組合側は変えてほしいなっていうふうに思います。

あとですね、たぶんこの物価上昇の一番の原因は、消費が伸びてるからじゃなくて、やっぱり輸入が上がっているからですね、円安の影響で。

今年の10月頃ですかね、トランプさんがアメリカ大統領選で、もし勝てば、円安も是正されて円高基調になるなあとというふうに個人的に期待をしているんですけど、そうなったときに、ずいぶんその実質、なんていうの、実質賃金が上がっちゃうんじゃないかなって、要は2年連続、26か月連続がここで一気に打ち切りになって、ずいぶん生活に余裕が出るのかなみたいなふうに期待をしているところです。感想です。

(岡本委員)

回答を求められていないので、こちらの感想めいたことになりますけれども。

労働組合に、もうちょっとやれと、叱咤激励として承りたいと思います。

今ほど、長谷川委員がおっしゃっていた目標設定で、1万円とか5万円、の例を出してくださいましたけれども、比較的その水準の差をつけているところは結構あったりしてですね、私の出身のUAゼンセンでは、目標水準と社会水準とミニマム水準っていうのに分けていて、ここで起こりうる規模間による格差も是正しなければならぬということ、なるべくこのミニマム水準のところを高め設定をして、こちら側の高めの目標水準というところは、自社の状況に応じて設定してよいということにしています。

ただ、残念ながらですね、やはり規模間格差の是正に至るような結果がまだまだちょっと出にくいというのが実態ですので、先ほどの叱咤激励をもとに、全体にはっぱをかけるようなやり方も考えていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

ありがとうございました。

(反田部会長)

ほかにはございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは続きまして、使用者側の基本的な見解をお伺いしたいと思います。  
よろしく願いいたします。

(使用者側委員)

はい、それでは、使用者側の基本的見解を申し上げます。

資料 33 ページから御覧ください。

はじめに、ということで、昨年度の山梨県最低賃金審議会は、物価高騰による生計費の上昇を特に重視する中、政府方針を強く意識した目安額の影響を受けつつも、最終的には公労使での全会一致の結審を実現しました。

また、最低賃金改正決定の附帯決議として、政府等に対して、社会保障制度並びに税制度等に係る諸対策の早急な実施、検討を求めたことは、大いに意義深いものでありました。

次に、審議に臨む姿勢。として、今年度の審議に臨みましては、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版、及び経済財政運営と改革の基本方針 2024 におきましても「公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかり議論していただくこと」を求められており、使用者側委員としましては、最低賃金法に定められている最低賃金決定の基本原則に則り、中央最賃審から示された目安額の根拠を分析、評価したうえで、山梨県内の実態経済に即した審議に臨みたいと考えております。

また、最低賃金は、通常の賃金引上げ交渉とは異なり、企業の経営状況の如何に関わらず、すべての労働者に適用されるとともに、罰則規定を備えた法的拘束力を持つものです。

賃上げは極めて重要です。

他方、働く人のセーフティネットとして罰則付きで適用される最低賃金の引上げは意味合いが異なる事を、あらためて認識して欲しいと思います。

東京商工リサーチが発表した 2024 年上半期の全国の企業倒産件数は、人手不足や円安進行で価格転嫁が追い付かないことなどを理由に、前年同期比 22.0%増の 4,931 件で 10 年ぶりの高水準を記録しており、その内 88.4%を従業員 10 人未満の企業が占めている状況です。

賃上げへの社会的な期待感が高まる中で、審議に臨みましては、経済状況や賃金引上げ状況などについて、マクロ的な分析に止まらず、最低賃金近辺の労働者を雇用している小規模事業者の経営実態に目を向け、それら事業者の事業継続と雇用維持への影響を冷静かつ十分に勘案した審議を行いたいと考えております。

次に、経営環境等ということで、中小企業を取り巻く経営環境ですが、中小企業庁が 6 月 28 日に公表した「中小企業景況調査」によれば、2024 年 4 月から 6 月期の全産業の業況判断 D I はマイナス 15.7 で、4 期ぶりに上昇に転じたものの、依然としてマイナス値を示しています。

製造業はマイナス 18.8、非製造業はマイナス 14.7 となっており、いずれも 4 期

ぶりに上昇しました。

マイナスの域を脱していないものの、新たな売り先の拡大やイベントの再開に伴う販売数量の増加が上昇要因となっています。

一方、5月の県内中小企業のD I値は、全体で売上高はマイナス14、対前年同月比でマイナス22、収益状況はマイナス26、同対前年でマイナス28、景況感はマイナス20、同マイナス24となり、製造業・非製造業ともにすべてのD I値が大きく低下しました。

多くの事業者が価格転嫁に苦慮しており、また、消費者の購買意欲の低下、半導体関連の回復の遅れなどから先行きの暗い状況がうかがえます。

基本的考え方としまして、山梨県は、全国的に見ても中小事業所の占める割合が高く、従業員が100人未満の事業所の数は全体の約98%を占め、そこには全体の約78%の労働者の皆様が働いています。

財務省が6月に発表した法人企業統計を基に労働分配率を算出すると、中小企業は70%程度であるのに対して、大企業は38.1%と過去最低を記録しました。

中小企業の賃上げ余力は上昇傾向にあります。大企業のそれには遠く及ばず、また、経営体力が弱い小規模事業者においては、生産性の向上こそが優先される課題であると言えます。

したがって、大企業のごとく労働分配率に余裕がある企業の春季生活闘争における賃上げ結果をもって、すべての事業者に一律に適用される最低賃金の引上げの根拠とすることは、中小事業者の経営実態を顧みない不合理なものであると考えます。

現状、多くの中小企業が収益の先行きに不安を抱えている中、最低賃金が連続して大幅な引上げとなれば、地域の雇用を支える事業者を中心に負担感が増し、廃業や倒産が今以上に増えるおそれもあります。

中小企業の賃上げ対応は二極化、価格転嫁も道半ばといった現状も十分に考慮すべきと考えます。

業況等の聞き取りを行った機械器具製造業者からは、「前年同月と比べ、売上・収益状況ともにマイナス20%となった。円安に加えて、自動車関連・半導体関連の受注量が伸び悩んでおり、先行きを不安視している」と、下請けの厳しい収益事態が聞かれております。

また、山梨労働局が実施した事前の意見聴取においては、人件費に対する価格転嫁は困難で実施できていないといった厳しい現実が聞かれております。

以上より、使用者側の基本的な考え方としましては、半導体関連事業の先行きに不安が残る点や、価格転嫁の進捗に企業間格差が生じている点など、企業の厳しい経営環境を踏まえ、昨年同様、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先とした審議に取り組みます。

また、これを確保するために、金額の決定に当たっては、最低賃金制度の法第9条にある、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力の3要素を尊重する中で、特に小規模事業者の「賃金支払能力」を重視した審議に臨みたいと考

えております。

以上です。

ありがとうございました。

(反田部会長)

ありがとうございました。

ただいま、使用者側から御説明をいただきました見解につきまして、議論にわたらない範囲で御質問等はございますか。

(労働者側委員)

(質問等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、労使双方から基本的な見解をお伺いいたしましたが、本日は、具体的な金額審議には入りませんで、基本的な見解をお伺いすることにしておりますので、本日の審議はここまでといたします。

次回、明日8月1日の第3回専門部会からは、公益委員によります各側への具体的な意見聴取による金額審議を行いますので、よろしくお願いいいたします。

今後とも、円滑な議事進行を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

### 【 (3) その他 】

(反田部会長)

それでは、次の(3)「その他」となりますが、各委員、何かございますか。

事務局から連絡事項なり説明なりございましたらお願いいいたします。

(賃金室長)

先ほど、部会長からもお話がありましたけれども、次回、明後日になりますが、8月1日の第3回専門部会からは、金額審議にお入りいただくこととなりますけれども、第1回専門部会でお決めいただきましたとおり、金額審議の際に、労側、使側双方から、最初に御提示いただきます金額につきまして、事前に事務局に御連絡をいただき、事務局から、全部会委員の皆様事前に伝達させていただくこととなります。

金額審議当初に御提示いただきます金額につきましては、御多用のところ恐れ入りますけれども、明日の7月31日午後3時ぐらいまでに、いただけるとありがたいです。



私あてにお願いしたいと思います。  
以上でございます、よろしくお願ひいたします。

(反田部会長)

はい、ただいまの説明につきまして、何か御質問ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第2回目の専門部会を終了といたします。

第3回目の専門部会は、8月1日午後2時30分から、労働局の1階会議室で行いますのでよろしくお願ひいたします。

本日の議事録の確認ですが、白倉委員と早川委員にお願ひをいたします。

それでは、本日はお疲れさまでした。